

新型コロナウイルス感染症対策本部（第13回）

議事概要

1 日時

令和2年2月25日（火）12時13分～12時32分

2 場所

官邸4階大会議室

3 出席者

内閣総理大臣 安倍 晋三

副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣 麻生 太郎

総務大臣，内閣府特命担当大臣 高市 早苗

法務大臣 森 まさこ

外務大臣 茂木 敏充

文部科学大臣 萩生田 光一

厚生労働大臣 加藤 勝信

農林水産大臣 江藤 拓

経済産業大臣，内閣府特命担当大臣 梶山 弘志

国土交通大臣 赤羽 一嘉

環境大臣，内閣府特命担当大臣 小泉 進次郎

防衛大臣 河野 太郎

内閣官房長官 菅 義偉

復興大臣 田中 和徳

国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣 武田 良太

内閣府特命担当大臣 衛藤 晟一

内閣府特命担当大臣 竹本 直一

内閣府特命担当大臣 西村 康稔

内閣府特命担当大臣 北村 誠吾

東京オリンピック・パラリンピック担当大臣、内閣府特命担当大臣 橋本 聖子

内閣官房副長官 杉田 和博

内閣法制局長官 近藤 正春

内閣総理大臣補佐官 木原 稔

内閣総理大臣補佐官 和泉 洋人

内閣総理大臣補佐官 長谷川 榮一

内閣危機管理監 沖田 芳樹

国家安全保障局長 北村 滋

内閣官房副長官補 古谷 一之

内閣官房副長官補 前田 哲

内閣情報官 瀧澤 裕昭

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議座長 脇田隆宇

4 議事概要

【厚生労働大臣】

一昨日（2月23日）の政府対策本部で、総理から御指示を受けて、今日は専門家会議座長の脇田所長にもお越しいただいておりますが、昨日、専門家会議でも御議論いただき、「基本方針」の案を、関係省庁にも協力いただき、とりまとめました。

内容としては、新型コロナウイルス感染症については、国内で感染経路が明らかでない患者、もしくは、小規模な患者クラスター（集団）が把握される状態になっていますが、現時点では大規模な流行が認められている地域はありません。また、専門家の方々にご議論いただきましたが、まさにこの時期が、強力な感染拡大防止策によって感染の流行を早期に終息させるために、極めて重要な時期であるということです。そして同時に、患者が大幅に増えてしまった時に備えて、医療提供体制等の整備を行うための大変重要な時期でもあります。このような状況のもと、国と地方自治体、医療関係者、事業者、そして国民一体となって対策を進めていく必要があります。

国民の皆さんに対しては、新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえ、感染の不安から適切な相談をせずに医療機関を受診することや、感染しやすい環境に行くことを避けていただくことをお願いするとしております。特に、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話するような一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等がなくても感染拡大リスクがあるということでもあります。

そうした認識のなか、これからどう対応していくのか、目的は3つあります。まずは流行の早期終息を目指しつつ、患者の増加のスピードを可能な限り抑制し、流行に規模を抑える。二点目として、重症者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。三点目として、社会、経済のインパクトを最小限に抑えることを目的として、具体的には、国民・企業・地域等に対する情報提供、国内での感染状況の把握、感染拡大防止策、さらには医療提供体制、水際対策、その他について、関係省庁のご協力をいただき、施策をまとめさせていただきます。

続いて、これらの対策のなかで、直ちに進めなければならないことについて、少し詳しく御説明をさせていただきます。新型コロナウイルスの特徴として、クラスターというものがポイントであり、クラスターが次のクラスターを生み出すことを防いでいく、これが流行の早期終息のための鍵です。このため、厚生労働省にクラスター対策班を立ち上げました。このチームは、国内の感染症の専門家の方々で構成され、クラスターが発生した自治体と連携して、クラスター発生の早期探知、専門家チームの派遣、データの収集分析と対応策の検討などを行うことにしております。これにより、具体的に自治体で確認されたクラスターに対しては関係する施設やイベント等の自粛要請等を検討していくこととなります。これまで全国一律でのイベント自粛要請を行うことはないとしてきましたが、このような専門的な観点から個別にクラスターによる感染拡大防止のために必要と判断される場合には、自治体関係者等と連携を図りながら、イベントの自粛要請等も行っていきたいと思っております。さらに、関係省庁の御協力もいただき、研究者等の協力、国職員の現地派遣、地域経済への影響を最小限にするための事業者等への支援策の検討やテレワークの推進などにより、自治体を最大限支援します。具体的には、今、北海道でかなり散発的に感染事例が出てき

ております。北海道知事からの要請があり、本日、専門家チームを現地に派遣いたしました。専門家の方々のご支援もいただき、大きな負担がかかる自治体をしっかり支え、できる限りの対策を尽くしていきたいと思っています。

また、昨日、さらに厚生労働省職員 1 名と検疫官 1 名が新型コロナウイルスの検査で陽性であることが確認されました。都合、政府職員で 4 名の陽性が確認されております。改めて、船内での業務に従事する職員の感染防御策を確認し、感染防止をさらに徹底してまいります。

【脇田座長】

専門的な観点から、今ほどの厚生労働大臣の説明に補足させていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症の特徴ですが、基本方針案にも記載されておりますとおり、一般的な状況での感染経路は飛沫感染、接触感染ですが、閉鎖空間で、近距離で多くの人と会話をするなどの一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等がなくても感染するリスクがあります。また、感染力は事例によって様々で、一部に、特定の人から多くの人に感染が拡大したと疑われる事例がある一方で、多くの事例では感染者は周囲の人にほとんど感染させていません。さらに、罹患しても軽症であったり、治癒する例も多いですが、重症度としては季節性インフルエンザと比べて高いリスクがあると判断しております。特に、高齢者・基礎疾患を有する者では重症化するリスクが高いと考えております。

こうした特徴を踏まえまして、昨日の専門家会議では、クラスターが次のクラスターを生み出すことを防止するため、感染拡大防止策を徹底すべきだという意見や、入院期間が長くなる事例が報告されていること等を踏まえまして、患者数が増加した場合を想定した医療提供体制を整えることが必要だとする意見、感染の不安からむやみに医療機関を受診することは、かえって受診者の感染リスクを高めることになるといった意見がございました。本日、厚生労働大臣から御説明いただいた基本方針は、こうした意見を踏まえてまとめていただきました。

また、専門家の間では、対面で人と人の近い距離、お互いの手を伸ばせば届く距離、会話などで一定時間以上続き多くの人との会話が交わされるような環境においては、感染拡大リスクがあるものと考えております。今回の基本方針にも、それがウイルスの特徴として記載されております。国民の皆様には感染しやすい環境を避けていただくよう呼びかけております。厚生労働省と連携しまして、こうしたメッセージを積極的に発信していきたいと考えております。

専門家会議といたしましても、今が、極めて大事な時期だと認識しております。先ほど厚生労働大臣から、対策チームを北海道に派遣する予定とのお話がありましたが、政府におかれては、この本方針に基づき、早急に様々な対策を実行に移していただくようお願いしたいと思います。

【内閣官房長官】

それでは、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針について、決定ということでもよろしいでしょうか。

【総務大臣】

総務省では、2月13日に決定された緊急対応策により追加される事業において地方負担が生じるものについては、2月14日に8割の特別交付税措置を決定いたしました。感染拡大防止に向けた様々な施策を実施していく際には、例えば、イベント実施の判断、また学校の臨時休業も含めての施設の休業の判断、地域医療体制の構築など地方自治体が大きな役割を求められます。総務省としては、こうした大きな役割を鑑みて地方自治体、消防本部に対しては1月30日から随時にわたって必要な情報提供を行い、所管する101団体を含めてテレワークなど柔軟な働き方への作業を依頼し、自治体には帰国者・接触者相談センターの連絡先や厚生労働省においてまとめたいただいた相談、受診の目安などにつき、住民の皆様への情報提供を依頼してまいりました。早速、本日とりまとめられた基本方針を地方自治体に周知徹底するとともに、全国知事会、全国市長会、全国町村会はもとより、様々な課題に直面しておられる地方自治体からの求めに応じて、対策の円滑な実施に向けて適切に対処してまいります。

さらに、入院医療の提供体制の整備につきまして、本日の基本方針を受けて、私からもその対応について都道府県と公立病院を運営する市町村長に要請いたします。その内容として2点考えております。1点目は、今後、患者の増加により、更なる入院病床の確保や移送調整などの業務が発生することが想定されますので、各都道府県においては、衛生、消防、公立病院、財政など関係部局間の連携を緊密に図り、万全の対応を講じていただきたいこと、2点目は、公立病院の取組です。公立病院は、感染症病床の6割を占めております。その必要な経費については地方財政措置を講じてきております。公立病院を運営する都道府県、市町村においては、今後の患者の増加を見据えた適切な入院医療の体制整備に向けて、感染症病床はもとより、それ以外の病床確保についても、その役割を適切に果たすよう、求めてまいります。

また、現在、各地の消防機関では、保健所からの協力要請に応じて、全力で対応しておりますが、今後は感染の疑いがある方から直接119番への救急要請が生じることも想定されます。保健所などには、入院医療機関の選定や、移送の体制整備に一段と的確に対応頂くことが不可欠となりますので、厚生労働省に対しましては、都道府県と関係市町村に対し、必要な助言・指導をお願い申し上げます。

地方公共団体主催のイベントについては、法的には、開催の延期や中止を国が判断することはできませんが、自治体の長は、判断に苦しんでおられます。十分に注意を払ってイベントを開催しても感染者が発生すると責任が問われる、また、中止すると住民から苦情が出るということで、選挙で選ばれる立場の自治体の長にとっては判断が難しいとのことでした。住民が納得し、自治体の長がイベント開催の可否の判断に資する分かりやすい目安が示されると助かると思います。

【経済産業大臣】

今回の基本方針にあります風邪症状のある職員への休暇取得の勧奨やテレワーク、時差通勤の推進につきましては、経団連など主要な経済団体や企業に対して、今後フォローアップの実施も含めて強く働きかけてまいります。

【国土交通大臣】

まず、ダイヤモンド・プリンセス号につきましては、今後、乗員の下船について対応を本格化する必要がございます。乗員の下船につきましては、国土交通省として、船舶の技術や運航に知見を有する立場から同船が必要な機能を維持しながら、乗員の下船に向けたオペレーションを円滑に進められるよう、厚生労働省や船会社等との連絡調整を図ってまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針に関しまして、国土交通省では、日本政府観光局(JNTO)を通じて、外国人旅行者に対し、正確な情報を提供することで、国内での感染拡大防止と風評対策につなげてまいります。

また、全国の公共交通事業者等に対し、従業員のマスク着用や手洗い、駅等における消毒液の設置等の感染拡大防止対策を徹底してまいります。なお、従業員のマスクの確保につきましては、これまで厚生労働省、経済産業省にご協力をいただいていることに感謝申し上げますが、更なる確保に向けて引き続きご協力をお願いいたします。

さらに、時差通勤・テレワークの推進につきましては、鉄道等の混雑緩和により感染拡大を防止する観点から重要な取り組みであります。そのため、本日より鉄道駅構内及び車内におきまして、利用者に対しましてこれらの取り組みへの協力を呼び掛けるアナウンスを開始したところです。また、当省におきましても職員に対し、可能な限りの時差通勤・テレワークを励行することにしております。

【内閣総理大臣】

新型コロナウイルス感染症については、国内の複数地域で感染経路が明らかではない患者が散発的に発生しており、一部地域には小規模の患者集団、いわゆる患者クラスターの発生が把握されています。今が正に、感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期となります。このような状況を踏まえ、国や地方自治体、医療関係者、事業者、そして国民が一丸となって、新型コロナウイルス感染症対策を更に進めていくため、今般、政府として、基本方針を取りまとめました。

まず何よりも、国民の皆様に対し、正確で分かりやすい情報提供を引き続き行ってまいります。政府においても、可能な限り多くの職員が混雑時間帯を避けて勤務を行えるよう、本日から率先して取組を開始いたしました。企業や団体におかれては、発熱等の風邪症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、時差出勤やテレワークについて、強力に推進いただくようお願いいたします。

また、患者の増加スピードを可能な限り抑制し、国内での流行を抑えていただくことが重要です。このため、患者クラスターへの対策を抜本的に強化します。感染症の専門家の方々にも参画いただき、対策チームを編成して、患者クラスターが発生している自治体をしっかりと支援します。自治体の状況に応じて、地域の感染拡大の防止に向け、本方針に基づき、より踏み込んだ対応を行ってまいります。

昨日の北海道知事からの要請を受け、本日対策チームを現地に派遣いたします。併せて、今後国内で患者数が大幅に増えたときに備え、重症者対策を中心とした医療提供体制等の必要な体制を整えることも喫緊の課題です。自治体や医療機関など関係者と連携しつつ、必要な医療提供体制をしっかりと整備してまいります。

各大臣におかれては、本方針に基づき、今後の状況の進展を見据えて、各省庁において対策を具体化し、速やかに実行に移してください。

以 上